

令和7年度 教育委員会

(第2回定例会)



福岡市

福岡市教育委員会

令和7年度5月定例教育委員会会議日程

日 時 令和7年5月12日(月) 午後2時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(5月議事録:三井職務代理、押山委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - (1) 議案第1号 笛吹市博物館運営協議会委員の任命について
 - (2) 議案第2号 笛吹市美術館運営協議会委員の任命について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和7年6月5日(木) 午後2時～
市民窓口館 302・303 会議室

議案第1号（5月）

笛吹市博物館運営協議会委員の任命について

文化財課

令和7年度 笛吹市博物館運営協議会委員（候補者）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

番号	役職	氏名	委員の区分	備考
1		しもむら 霜村 文晴 ふみはる	学校教育	笛吹市校長会長
2		いしくら 石倉 絹子 きぬこ	社会教育	笛吹市社会教育委員の会議長
3		しのはら 篠原 誠 まこと	社会教育	春日居町文化協会会長
4		おちあい 落合 知彦 ともひこ	社会教育	八代町文化協会会長
5		いしはら 石原 均 ひとし	家庭教育	春日居町寺本区長
6		おおもり 大森 卓 たかし	家庭教育	八代町南区長
7		ながさわ 長澤 宏昌 ひろまさ	学識経験者	考古学・博物館学
8		こばやし 小林 良幸 よしゆき	学識経験者	ボランティアガイド笛吹代表
9		いちのせ 一瀬 一浩 かずひろ	学識経験者	积迦堂遺跡博物館組合 事務局長

【参考資料】 笛吹市博物館運営協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市博物館条例

平成16年10月12日

条例第100号

(略)

(運営協議会)

第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

○笛吹市博物館条例施行規則

平成16年10月12日

教育委員会規則第20号

(略)

(会長及び副会長)

第15条 条例第12条第5項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求)

第17条 協議会は、その所掌事務を行うために必要があると認めるときは、館長に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(後略)

議案第2号（5月）

笛吹市美術館運営協議会委員の任命について

文化財課

令和7年度 笛吹市美術館運営協議会委員名簿（候補者）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

番号	役職	氏名	委員の区分	備考
1		あさくら 朝倉 たみ子	学校教育	教育会笛吹支部
2		なかごめ 中込 なおき	学校教育	笛吹市立一宮北小学校長
3		きつた 橘田 なおき	学校教育	笛吹市立春日居中学校(美術)
4		つのだ 角田 みつのり	社会教育	一宮町文化協会会長
5		あまみや 雨宮 ひろみ	社会教育	一宮町文化協会副会長
6		まつざか 松坂 ひろし	家庭教育	一宮町北野呂区長
7		かさい 河西 しげる	家庭教育	一宮町上矢作区長
8		こいけ 小池 のりこ	学識経験者	元青楓美術館長
9		あいざわ 相澤 なぎさ	学識経験者	元青楓美術館学芸員
10		ふるや 古屋 ひさあき	学識経験者	山梨日日新聞詩壇選者

【参考資料】 笛吹市美術館運営協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市青楓美術館条例

平成16年10月12日

(略)

(美術館運営協議会)

第11条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

○笛吹市青楓美術館条例施行規則

平成16年10月12日

教育委員会規則第21号

(略)

(美術館運営協議会)

第10条 条例第11条第6項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、館長に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(後略)